

新（平成20年7月23日農林水産省告示第1166号）			旧		
（規格） 第3条 ショートニングの規格は、次のとおりとする。			（規格） 第3条 ショートニングの規格は、次のとおりとする。		
区	分	基 準	区	分	基 準
性状		急冷練り合わせをしたものにあつては、鮮明な色沢を有し、 <u>組織が良好であつて、異味異臭がないこと</u> 。その他のものにあつては、鮮明な色調を有し、 <u>異味異臭がないこと</u> 。	性状		急冷練り合わせをしたものにあつては、鮮明な色沢を有し、 <u>香味及び組織が良好であること</u> 。その他のものにあつては、鮮明な色調を有し、 <u>香味が良好であること</u> 。
（略）		（略）	（略）		（略）
品 質	原 材 料	（略）	（略）	原 材 料	（略）
		食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 酸化防止剤 カテキン、カンゾウ油性抽出物、 <u>チャ抽出物</u> 、ミックストコフェロール、ローズマリー抽出物、L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸パルミチン酸エステルのうち3種以下 2～6 （略）		食品添加物
（略）		（略）	（略）		（略）
表示（業務用の製品に限る。）	表示事項	<u>1 次の事項を表示してあること。</u> (1) <u>名称</u> (2) <u>原材料名</u> (3) <u>内容量</u> (4) <u>賞味期限</u> (5) <u>保存方法</u> (6) <u>製造業者又は輸入業者の氏名又は名称及び住所</u> <u>2 販売業者が製造業者又は輸入業者との合意等により製造業者又は輸入業者に代わつてその品質に関する表示を行うこととなっている場合にあつては、1の(6)に代えて、販売業者とする。</u> <u>3 輸入品にあつては、1に掲げるもののほか、原産国名とする。</u>			
	表示の方法	<u>1 表示事項の項の1の(1)から(6)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。</u> (1) <u>名称</u> 「ショートニング」と記載すること。ただし、未練りのもの又は流動状のものにあつては、名称の次に括弧を付して「未練り」又は「流動状」と記載すること。 (2) <u>原材料名</u> 使用した原材料を、ア及びイの区分により、次に定めるところにより記載すること。 ア <u>食品添加物以外の原材料は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、「大豆油」、「豚脂」、「硬化油」等とその最も一般</u>			

的な名称をもって記載すること。ただし、大豆油等の食用植物油脂にあつては「食用植物油脂」と、豚脂等の動物油脂にあつては「食用動物油脂」と、硬化油等の食用精製加工油脂にあつては「食用精製加工油脂」と記載することができる。

イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

(3) 内容量

内容重量をグラム、キログラム又はトンの単位で、単位を明記して記載すること。

(4) 賞味期限

賞味期限（定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。）を、次に定めるところにより記載すること。

ア 製造から賞味期限までの期間が3月以内のものにあつては、次の例のいずれかにより記載すること。

(イ) 平成20年7月1日

(ロ) 20. 7. 1

(ハ) 2008. 7. 1

(ニ) 08. 7. 1

(ホ) 200701

(ヘ) 080701

イ 製造から賞味期限までの期間が3月を超えるものにあつては、次に定めるところにより記載すること。

(イ) 次の例のいずれかにより記載すること。

a 平成20年7月

b 20. 7

c 2008. 7

d 08. 7

e 2007

f 0807

(ロ) (イ)の規定にかかわらず、アに定めるところにより記載することができる。

(5) 保存方法

製品の特性に従って、「直射日光を避け、常温で保存すること」、「冷暗所で保存すること」等と記載すること。ただし、常温で保存するものにあつては、常温で保存する旨を省略することができる。

(6) 製造業者又は輸入業者の氏名又は名称及び住所

製造業者又は輸入業者（販売業者が製造業者又は輸入業者との合意等により製造業者又は輸入業者に代わってその品質に関する表示を行うこととなっている場合にあつては、当該販売業者）のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を記載すること。

2 前項に規定する事項の表示は、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状にしなければならない。